

村君小学校跡地利活用計画

令和7年2月

羽生市

目次

1. 利活用計画の目的	2
2. 利活用計画策定までの経緯	2
3. 小学校跡地利活用基本方針における基本的な考え方	5
4. 現況の整理	5
5. まちづくり方針の整理	7
6. 地域住民の意向	10
7. 民間事業者の意向	10
8. 行政、地域、民間の視点で課題等の整理	11
9. 事業手法の整理	13
10. まとめ	14
11. 今後のスケジュール	15

1. 利活用計画の目的

本市では、令和7年3月閉校となる学校跡地の有効活用を図るため、跡地利活用の基本的な考え方や検討の進め方などを定めた、「羽生市立三田ヶ谷小学校及び村君小学校跡地利活用基本方針」を令和6年7月に策定しました。

この基本方針では、跡地の利活用にあたり、地域の活性化を図るという視点から、地域の意向を把握するとともに、民間事業者の利活用についても検討し、学校ごとに個別の利活用計画を策定することとしています。そのため、令和7年3月末をもって閉校となる村君小学校について、市では基本方針に基づき、跡地の利活用コンセプト等を盛り込んだ「村君小学校跡地利活用計画」を策定しました。

2. 利活用計画策定までの経緯

(1) 閉校までの経緯

本市は人口減少や少子高齢化により昭和59年をピークとして、児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が進んでいます。こうした状況の中、子どもたちにとって、より良い学びの環境を確保することを目的に、令和元年12月に「羽生市立学校適正規模審議会」を立ち上げ、審議を重ねた結果、令和4年3月に「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を教育委員会が策定しました。

この再編成計画に基づき、井泉小学校、三田ヶ谷小学校、村君小学校の3校を再編成し、井泉小学校の校舎を使用した新校である羽生東小学校が令和7年4月に開校することとなりました。

それに伴い、三田ヶ谷小学校、村君小学校の2校については、令和7年3月末をもって閉校することとなりました。

年月	内容
令和元年12月	羽生市立学校適正規模審議会設立 令和元年12月から令和3年10月の間に計9回開催
令和3年4月	羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定 (案) についての説明会 各小学校・ワークヒルズ羽生を会場に計16回開催275人参加
令和3年7月	羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定 (案) についての保護者アンケート実施 1875件の回答
令和4年1月	羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定 (案) (変更) についての説明会

	各小学校・ワークヒルズ羽生を会場に計13回開催180人参加
令和4年3月	羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定
令和5年12月	羽生市義務教育施設設置条例を改正。三田ケ谷小学校、村君小学校の閉校決定
令和7年3月	村君小学校の閉校予定

(2) 跡地利活用に向けた検討経緯

跡地利活用の検討をするにあたり、令和5年度は、公共施設としての利活用のニーズを把握することに努めました。その結果、利活用のニーズが乏しかったことを踏まえ、令和6年7月に「羽生市立三田ケ谷小学校及び村君小学校跡地利活用基本方針」を策定しました。

この基本方針を基に、令和6年度は民間事業者等による利活用を含め、本格的な検討を開始しました。

まず、地域の意向を把握するため、地域の皆様に対して市民座談会や地元説明会の場で、跡地利活用基本方針の説明や全国の学校跡地利活用の事例紹介、村君小学校を取り巻く環境等を説明した後、地域の意見を伺いました。

また、民間事業者のニーズの把握及び都市計画法上の制約、地理的条件、利活用できる業態、利活用における付加価値等を検討・調査する可能性調査を実施し、民間事業者による跡地利活用の可能性について調査して参りました。このような段階を経て本利活用計画を策定しております。

【令和5～6年度】

年月	行政	地域住民	民間事業者	
令和5年 7月	●先進自治体視察 (行田市)			
令和5年 10月	●先進自治体視察 (鴻巣市)			
令和5年 11月	●先進自治体視察 (日高市)			
令和5年 12月	●村君小学校の閉 校決定			
令和6年 2月	●公共施設として の利活用意向調査			
令和6年 5月	●先進自治体視察 (行田市)	<p>●跡地利活用可 能性調査</p> <p>●市民座談会</p> <p>●跡地利活用住民 説明会</p> <p>●説明会の結果公 表(説明資料・質疑 応答)</p>	<p>●跡地利活用可能性 調査</p> <p>・進出意向調査</p> <p>・立地調査</p> <p>・井戸調査</p>	
令和6年 7月	●先進自治体視察 (兵庫県養父市) ●羽生市立三田ヶ 谷小学校及び村君 小学校跡地利活用 基本方針策定			<p>・上位計画の位 置づけ整理</p> <p>・学校・周辺地 域の状況整理</p> <p>・利活用資源調 査</p>
令和6年 8月	●先進自治体視察 (春日部市)			<p>・先進事業視察 (植物工場、陸 上養殖等)</p>
令和6年 10月				
令和6年 11月				
令和7年 1月	●村君小学校跡地 利活用個別計画 (案)の作成			
令和7年 2月	●村君小学校跡地 利活用個別計画策 定			

3. 小学校跡地利活用基本方針における基本的な考え方

基本的な考え方

①まちづくりの方針との整合

総合振興計画をはじめとする各種計画や重要政策など、本市のまちづくりの方針に沿った利活用策を検討する。

②地域の意向への配慮

学校施設が様々な活動に利用され地域住民に親しまれてきたことを踏まえ、地域意向を把握し、配慮するよう努める。

③民間事業者の利活用

民間の知恵やこれまで培ったノウハウが活かせるよう、民間事業者の利活用を検討する。

④財政健全化に資する

人口減少、高齢化の進行等を踏まえ、持続可能で安定した財政運営に資するように利活用を検討する。

⑤都市計画法等への留意

市街化調整区域に立地し、利活用できる用途が限定されるため、利活用に当たっては関係法令等に留意する。



基本的な考え方を
前提に検討をし、

「羽生市立村君小学校

跡地利活用計画」

を策定

4. 現況の整理

(1) 現況

【埼玉県羽生市位置図】





【地域の特徴】

- 村君小学校は明治6年（1873年）に開校後、151年に渡り地域を見守ってきました。
- 村君地区は羽生市の東部地域に区分され、生産性の高い集团的な優良農地が広がり、利根川に面した恵まれた自然環境を有しています。
- 交通面では、東北自動車道羽生 IC から車で10分と交通アクセスの良さを活かした施設利活用が期待できます。

【土地・建物の現況】

交通条件：東北自動車道羽生ICから 車で10分 東武鉄道羽生駅から約7.5km

閉校予定年月日：令和7年3月31日

敷地面積：17,123㎡ 延床面積：2,228㎡

区域区分：市街化調整区域 避難所指定：有

用途	構造	延床面積	建築年	利活用の期限の目安※
校舎	鉄筋コンクリート造	1,733㎡	昭和56年	令和23年 (2041年)
体育館	鉄骨造	750㎡	昭和48年	令和35年 (2053年)
井戸	口径200mm、深さ180m 水中ポンプ…口径65A（内径67.9mm）	—	設置年は不明であるが、令和6年度中に汲み上げ確認と水質検査(51項目)を実施し、飲料水の基準を満たすことを確認済	

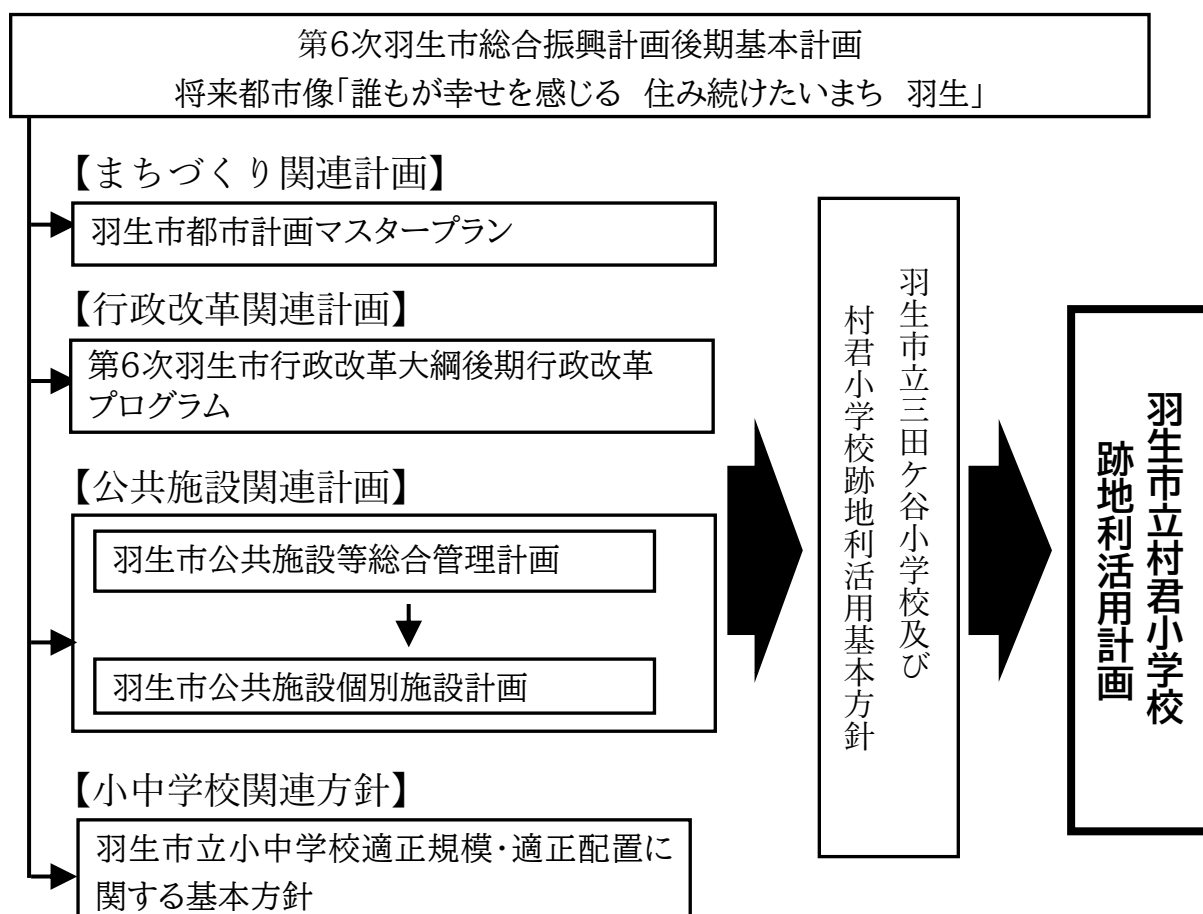
※利活用の期限の目安は施設の耐用年数等を踏まえた「羽生市公共施設個別施設計画」(令和3年3月策定)で想定している期限です。同計画の「調整後実施年度」に相当します。

(2) 法の規制（土地利用の制限）

村君小学校は、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」内に位置し、開発行為（建築物建築のための土地の区画形質の変更）や建築行為（建築物の新築や改修など）を行うことが難しいため、例外的に認められる立地基準（都市計画法第34条第1号から第14号）を踏まえた学校施設の利活用を行うことが前提となります。

このような開発許可制度は、良好な宅地基準の確保とともに、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における適正な都市的土地利用を図る機能を担っています。

5. まちづくり方針の整理



上位計画等の関連計画による行政の指針のまとめ

本市のまちづくりの課題を背景に、行財政改革を意識した学校跡地利活用を検討する必要があります。そのため、まず、維持管理費の削減に努めるよう検討していかなければなりません。コストを意識しているだけではまちのにぎわいは損なわれてしまいます。

跡地の運営を民間に委ね、**民間の活力**によって、地域に新しい拠点を築いていく。こうしたことに

より、地域ににぎわいが生まれ、併せて行政負担の軽減につながります。ただし、その際に、東部地域においては、「広域交通を生かした魅力あるまち」、「豊かな地域資源を活かしたまち」がまちづくりの目標となっており、羽生インターチェンジを有する交通利便性を活かし、周辺の農地や地域資源を利活用することにより都市住民との交流の場を充実させ、地域の活性化を図ることとされていることを意識する必要があります。

また、地域の**防災拠点**としての視点も、これまでの学校が担ってきた役割を踏まえると、留意しなければなりません。

このように市の上位計画を踏まえた上で、跡地利活用を考えていく必要があります。

(1) 第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月）

「第6次羽生市総合振興計画後期基本計画」は、市の施策全般を網羅する最上位計画として、各分野の方向性を示しています。

その中で、まちづくりの課題として、「人口減少や少子高齢化への対応」や「財政負担の軽減と平準化」などが挙げられています。

こうした本市の課題を背景として、学校施設については、「子育て・教育～子どもを育て学びを高めるまちをつくる」の政策分野において、「学校再編成」を主な取り組み位置付け、「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針に基づく学校の再編成」を主な事業としています。

また、「行政経営～健全な経営で自律するまちをつくる～」の政策分野においても、「羽生市公共施設等総合管理計画による施設の最適化」を主な取り組みに位置付けており、その施策では、「公共施設の複合化・適正化により財政負担の削減・平準化」を図ることとしています。

一方で、村君小学校の所在地は、土地利用構想においては、農業共生ゾーンとなっています。

(2) 羽生市都市計画マスタープラン（平成25年3月（平成30年8月改訂））

「羽生市都市計画マスタープラン」は、地域将来都市像を「魅力と活力にあふれ 安全で暮らしやすいまち 羽生」とし、都市計画に関する長期的な指針を示し、市の都市計画を進める上で「羅針盤」の役割を担うものです。

村君小学校が位置している東部地域では、「広域交通を生かした魅力あるまち」、「豊かな地域資源を活かしたまち」がまちづくりの目標となっています。

こうしたことから、東北縦貫自動車道の羽生インターチェンジを有する交通利便性を活かし、周辺の農地や地域資源を利活用することにより都市住民との交流の場を充実させ、地域の活性化を図ることを方針としています。

市街化調整区域での開発においては、集落機能の維持・集約と豊かな自然的環境の保全を図るとしています。

(3) 第6次羽生市行政改革大綱後期行政改革プログラム

「羽生市行政改革大綱・後期行政改革プログラム」は、「市民と情報を共有し、市民と行政がパートナーとして連携し、協働によるまちづくりを推進する。」、「健全な財政運営を実現する。」、「多様化する市民ニーズに応える簡素で効率的な行政システムをつくる。」という3つの基本方針に基づき、行政改革を集中的、計画的に実施するための短期的実行計画です。

その中で、持続的な財政運営の取り組みとして、小学校の適正配置を推進し、跡地利用について検討することとなっています。また、小学校との適正配置については着実に実施していくとされており、井泉小・三田ヶ谷小・村君小の3校を令和7年度に再配置することとされています。

(4) 羽生市公共施設等総合管理計画（平成28年3月（令和6年3月改訂））

「羽生市公共施設等総合管理計画」は、今後の公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通しなどを把握し、総合的かつ計画的な公共施設等の管理を行うことを目的として策定されました。

公共施設等の今後の取り組みについては、大規模改修及び更新にかかる費用を全体的に抑制・平準化するとともに、施設総量の適正化や効率的な配置についても検討していく必要があるとされています。また、民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指すとされています。

(5) 羽生市公共施設個別施設計画（平成31年3月）

「羽生市公共施設個別計画」は「羽生市公共施設等総合管理計画」の下位計画であり、同計画が掲げている各公共施設の再編に向けた具体的な方針を示すものです。

令和4年3月に小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定していることから、基本方針に示された具体的な再編案について、個別施設計画に反映するものとして、リーディングプロジェクトに三田ヶ谷小学校及び村君小学校の閉校と井泉小学校を含めた3校の統合を示しています。

(6) 羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針（令和4年3月）

「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」は児童生徒数の減少による教育効果の低下など学校運営の課題解決とともに、子どもたちにとって、より良い学びの環境を確保するために策定されました。

また、学校は地域コミュニティ及び防災の拠点としての役割もあることから、その跡地利活用については、羽生市公共施設個別施設計画等を踏まえ地域とともに検討することとなっています。

(7) 羽生市立三田ヶ谷小学校及び村君小学校跡地利活用基本方針(令和6年7月)

「羽生市立三田ヶ谷小学校及び村君小学校跡地利活用基本方針」は学校の再編成により生

じる跡地の利活用について、基本的な考え方や検討の進め方を示すために策定されました。

この方針では、「まちづくりの方針との整合」、「地域の意向への配慮」、「民間事業者の利活用」、「財政健全化に資する」、「都市計画法等への留意」の5つの基本的な考え方から、総合的に跡地利活用について検討するとしています。

6. 地域住民の意向

(1) 市民座談会（村君地区）

地域の皆様に跡地利活用の基本方針を説明し、意見交換を行いました。

参加者：21名

会場：村君公民館

日時：令和6年10月11日（金）午後6時～午後7時

(2) 地元説明会

地域の皆様に跡地利活用の基本方針や全国での廃校利活用の事例、村君小学校の周辺を取り巻く環境等について説明し、意見交換を行いました

参加者：25名

会場：村君小学校体育館

日時：令和6年11月17日（日）午前11時～正午

住民意向のまとめ

市民座談会及び地元説明会でご質問やご意見を受け付けたところ、以下のようなご意見が見られました。

まず、利活用をする事業者が決定するまでの間、村君小学校の体育館やグラウンドの貸し出しを求める声がありました。

続いて、今後の利活用については、利活用する企業の従業員の移住・定住を望む声がありました。

また、地域の環境に配慮した利活用を望む声があり、地元の意向を丁寧に聴取すべきとの声もありました。

これらの地域の意向を踏まえ、跡地利活用を検討して参ります。

7. 民間事業者の意向

民間事業者の利活用の可能性を把握し、今後の事業者選定にあたっての条件整理の参考とするため、可能性調査を実施し、企業からの問い合わせ内容をまとめました。

(1) 可能性調査（民間事業者進出意向調査）

【概要】

期間：令和6年4月～11月

方法：企業誘致推進課へ羽生市内への立地について問い合わせがあった企業及び羽生市内に立地している企業に学校利活用の意向等を徴取した結果をまとめた。

調査方法：事業者（3社）に対面によるヒアリング調査

調査内容：事業展開内容（施設内容、利活用範囲、事業手法、地域への配慮、避難所、行政への要望）

【結果概要】

民間事業者からの事業参画の可能性のある施設として、工場・研究施設・陸上養殖施設としての利活用希望がありました。各事業者の提案内容やヒアリング調査の結果を整理しました。

【民間事業者の意向まとめ】

民間事業者への可能性調査の結果、地域の活性化に資する様々な施設利活用のアイデアが出されました。

まず、事業手法については、**売買・賃貸借契約両方の希望**がありました。

続いて、防災拠点については、協定の締結や未利用部分の活用など**事業者との調整により、避難所機能を維持**する方法が考えられます。

また、地域への配慮については、イベントの実施等により、**地域と関わる提案が可能**であることが見込まれています。

加えて、村君小学校には、井戸があることから水源としての利活用を希望する声もあります。

このような意向や確認内容を踏まえ、民間事業者の利活用の可能性を探ってまいります。

8. 行政、地域、民間の視点で課題等の整理

本市の上位計画や行政需要、地域住民の意向や民間事業者の意向を踏まえて、学校跡地利活用の課題、考え方やアイデアの整理を行いました。

行政の視点

【課題】

本市のまちづくりの課題を背景に、行財政改革を意識した学校跡地利活用を検討する必要があります。

東部地域においては、「広域交通を生かした魅力あるまち」、「豊かな地域資源を活かしたまち」がまちづくりの目標となっております。

また、第6次羽生市総合振興計画の土地利用構想では、農業共生ゾーンとなっております。

【利活用の考え方】

課題を踏まえて、財政負担の軽減を意識した利活用を推進する必要があります。そのため、跡地の運営を民間に委ね、**民間の活力**によって、地域に新しい拠点を築いていくことで、地域ににぎわいが生まれ、併せて行政負担の軽減につながります。

その中で、羽生インターチェンジを有する交通利便性を活かし、敷地内にある井戸などの資源を

利活用した跡地利用も視野に入れる必要があります。

また、地域の**防災拠点**としての視点も、これまでの学校が担ってきた役割を踏まえ、検討してまいります。加えて、閉校に伴い**地域コミュニティが失われないよう配慮**することも忘れてはならない視点です。

このように市の上位計画を踏まえた上で、跡地利活用を考えてまいります。

地域の視点

【課題】

村君小学校の4月以降の避難所としての利用を望む声や、利用者決定までの期間は、体育館の貸し出しを求める声がありました。

今後の利活用については、利活用する企業の従業員の移住・定住を望む声がありました。また、地域の環境に配慮した利活用を望む声がありました。

【利活用の考え方】

市民座談化や地元説明会でのご意見から、地域の環境に配慮した利活用や地元で定住や雇用が生まれる利活用等を検討する必要があります。

また、避難所機能の維持についても望まれています。

民間事業者の視点

【課題】

村君小学校が市街化調整区域に位置していることから、実際に利活用するにあたり、都市計画法上の制限があることを民間事業者は課題として捉えています。

また、売却による取得希望と賃貸借による利用希望がありました。大規模修繕に対応することが難しいという意見など、運営にかかる費用面を課題とする声もありました。

加えて、井戸があることから水源としての利活用を希望する声があります。

【利活用の考え方】

可能性調査（民間事業者進出意向調査）を実施した結果、3社から**民間のノウハウ**を活かした施設利活用のアイデアが出されました。

なお、利活用にあたっては、**売却と賃貸を望む声**があります。

また、いずれの施設利活用であっても、イベントの実施や施設の開放など**地域へ配慮した取組み**を求めることは可能であることが見込まれています。

【行政、地域、民間の視点でのまとめ】

まず、地域から避難所機能の維持を望む声が挙がっており、行政としても**防災拠点を確保**する必要性があると考えています。また、民間事業者においても避難所機能の維持は可能との意見が多いため、利活用事業者との協定締結等の手法による**防災拠点の機能維持**を目指します。

次に、当該学校跡地は、市街化調整区域に位置しており、都市計画法を踏まえた施設の活用を行えるよう検討する必要があります。

また、跡地が東部地域にあることから、自然環境の保全などが求められています。また、交通利便性や周辺の農地、敷地内にある井戸などの資源を活かした利活用も視野に入れる必要があります。

こうしたことから、これまでに整理した前提や課題を踏まえた上で、方向性を立てていくこととし、**民間事業者のノウハウが活かされ、地域の活性化につながるよう**検討することとします。

9. 事業手法の整理

民間事業者の意向を基に、事業手法について比較検討を行いました。

(1) 想定される事業手法について

- ① 売却による土地・建物の処分
- ② 土地建物賃貸借契約による利活用
- ③ 公共施設としての利活用（指定管理者制度）

項目	売却	土地建物賃貸借契約	公共施設（指定管理者制度）
概要	学校敷地全体を校舎・体育館を含めて売却	学校敷地全体を校舎・体育館を含めて賃貸借契約	市が選定する法人が「指定管理者」として、管理・運営
イメージ	<p>売主：羽生市 ↓ 土地建物売却 買主(施設運営):民間事業 ↑ 売買代金支払い ↓ 収益事業の運営 ↑ 利用料支払い 施設利用者</p>	<p>貸主：羽生市 ↓ 土地建物貸出 借主(施設運営):民間事業 ↑ 賃料支払い ↓ 収益事業の運営 ↑ 利用料支払い 施設利用者</p>	<p>事業主体：羽生市 ↓ 指定管理料支払い 施設運営：民間事業者 ↓ 施設やサービスの提供 ↑ 利用料支払い 施設利用者</p>
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が保有するノウハウや資源、自由な発想等が最大限発揮される ・施設の維持管理が不要となる ・売却収入が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が保有するノウハウや資源、自由な発想等が最大限発揮される ・賃料収入を得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の意向を反映した事業の内容で、指定管理者を選定することが可能 ・指定管理者である民間事業者が保有するノウハウや自由な発想等が発揮される
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財産ではなくなるため、行政の意向が反映しにくくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間主導の事業のため、施設の使い方については、行政の関与の幅が公共施設としての利活用と比較して狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理における利用内容・施設整備の整理、施設改修の設計業務、工事などが必要となり、施設の利活用開始までに時間を要する

行政負担	・市の財産ではなくなり、維持管理が不要となることから、費用面、事務負担が共になくなる	・基本は民間事業者が維持管理を行うため、費用面、事務負担が共に少なくなるが、市の所有であるため、大規模修繕等の費用負担が出る場合もある	・民間事業者が運営及び維持管理を行うため、運営における事務負担は少なくなるが、指定管理料の費用負担がある
事業開始スケジュール (想定)	令和7年度上期:事業者公募 令和7年度下期:利活用開始	令和7年度上期:事業者公募 令和7年度下期:利活用開始	・指定管理の整理検討 ・施設整備等の基本設計・公募要件等整理 ・指定管理者の公募、協議 ・施設整備 ・指定管理開始 ※指定管理者による施設の管理については、上記手順を踏まえて行うことから、事業開始までに時間を要する

事業手法のまとめ

「売却」、「土地建物賃貸借契約」、「公共施設（指定管理者制度）」といった事業手法がありますが、「公共施設（指定管理者制度）」は、施設の利活用に伴う費用（指定管理料）を、市が負担することとなり、行政負担を抑えたいという意向と異なります。

また、行政負担の軽減に加え、村君小学校には井戸があり、水源としての利用が見込まれるなど、付帯設備の資産価値も考慮し、「売却」での跡地利活用を検討することとします。

10. まとめ

（１）方向性の取りまとめ

これまでの検討を踏まえ、目指すべき方向性を以下のとおり整理しました。

まちづくりへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○市の上位計画を踏まえた施設の利活用にあたっては、行財政改革を意識し、農業共生ゾーンに位置している特性を生かし、交通利便性や豊かな地域資源を活かした利活用を目指します。 ○コストの最適化のため、民間活力やノウハウを積極的に取り入れます。 ○市街化調整区域に位置しているため、都市計画法の制限を踏まえた施設を目指します。
地域住民の意向	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用する企業の従業員の移住・定住を望む声がありました。 ○地域の環境への配慮や避難所機能の維持など地域へ配慮した利活用を望んでいます。
民間利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりへの対応、地域住民の意向への対応を考慮した上で、民間事業者のノウハウや資源等を有効活用した施設を目指します。

事業手法	○可能性調査(民間事業者進出意向調査)の結果、賃貸借のほか、売却での利用希望があった。行政負担軽減及び敷地内にある井戸の資産価値の観点から「売却」による事業手法を求めます。
防災拠点	○可能性調査(民間事業者進出意向調査)の結果から、民間事業者の利活用による場合でも避難所機能の維持の可能性が見込まれること、また、まちづくりへの対応と地域住民の意向でも避難所機能の維持が求められていることから、避難所機能を維持した利活用を目指します。

(4) 利活用計画のとりまとめ

利活用方法・手法

地域住民を対象とした市民座談会及び地元説明会の結果並びに可能性調査により民間活力が十分に期待できることが把握できたため、**民間事業者による利活用を基本**とします。利活用内容については、さまざまなアイデアがあったことから、**利活用の種別を1つに限定しない**こととします。

なお、学校跡地であることを踏まえた健全な事業であること、収益性、継続性のある事業が実施できること等を踏まえたものであることを民間事業者に求めることとします。また、学校施設は地域コミュニティ活動の場としての機能も有していたことから、**地域の活性化に配慮した利活用方法**についても求めることとします。

事業手法については、民間事業者の意向や、行政の財政状況、地域の防災拠点の位置付け、付帯設備（井戸）の資産価値を考慮し、**売却**によるものとします。

(5) 利活用コンセプト

村君地区から利活用企業の従業員の移住・定住を望む声があること、東北縦貫自動車道羽生インターが近く交通利便性が高いこと、農業共生ゾーンに位置していることから、村君小学校の利活用コンセプトを以下のように決めました。

地域の雇用・定住を生み出す 産業拠点

11. 今後のスケジュール

本計画を基に、公募条件を整理した上で、令和7年4月以降に事業者公募の開始を予定しております。地域振興・地域活性化に資する利活用について事業者からの提案を求め、令和7年度下期の事業開始を目指します。

